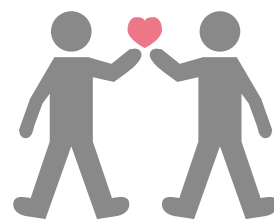


介護保険

お問合せ
福祉介護課内
地域包括支援センター
☎ 885-0340
(内) 113・132

気づいて防ごう

高齢者虐待



高齢者虐待は、養護者の疲れやストレス・経済事情・人間関係など、さまざまな問題が絡み合って起こります。がんばる人ほど介護負担を一人で抱え込んでしまい、心身ともに疲れ果て、心ならずも「虐待」をしてしまうケースが見られます。介護は長期にわたる場合が多く、「自分でやらなくては」とすべてを抱え込むことは、介護する側の負担が大きく、限界があります。

このようなことが 高齢者虐待にあたります ※在宅に限らず、介護保険施設に入所中の方も同様です	【身体的虐待】	【心理的虐待】
		<ul style="list-style-type: none">・たたく、蹴るなどの暴力をふるう・無理やり食事を口に入れる
【経済的虐待】	【性的虐待】	【介護や世話の放棄、放任】
<ul style="list-style-type: none">・必要な金銭を渡さない・本人の不動産や年金、預金を勝手に使う	<ul style="list-style-type: none">・人前でおむつを交換する・下着のまま放置する・わいせつな行為をする(させる)	<ul style="list-style-type: none">・室内にゴミや汚物を放置する・食事や水分を与えない、入浴させない、病院を受診させないなど、身体および精神状態を悪化させる

虐待に気づいたら～早期発見・防止のために～

高齢者虐待は、当事者に自覚がなかったり高齢者自身が家族などに遠慮したりすることなどから、周囲には見えにくく、他人が口を出しにくいという傾向があります。しかし、早期に発見し第三者が介入することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待に気づいた人が市町村に通報する義務が定められています。

《困りごとがあれば相談してください》

高齢者虐待の解決のためには、高齢者の保護だけではなく、養護者の負担が軽くなるよう介護保険サービスなどを利用しましょう。また、高齢者とその家族が孤立しないように地域であたたかく見守り、地域全体で支えていきましょう。周りの方の見守り、気づかい、ねぎらいが高齢者虐待防止につながります。不安なことがあれば地域包括支援センター（役場福祉介護課内）にご相談ください。



◆◆◆◆ 美浦村身体障害者福祉協議会にご加入しませんか ◆◆◆◆

村身体障害者福祉協議会は、主に身体に障がいを持つ方々がつどい、茶話会やカラオケ、日帰り研修旅行、スポーツ大会などの余暇活動の計画や参加、悩み相談を通して会員同士の交流を図っています。

◇加入資格 美浦村在住で身体障害者手帳を所持する方（年齢不問）

◇年会費 1千円（活動ごとに参加経費等が別途必要）

※年齢や健康状態により、一部の活動に際して付添者の同伴をお願いする場合があります。

□申請・問合せ 役場福祉介護課